

火災予防上の命令を受けている防火対象物

松阪地区広域消防組合

消防機関が、立入検査により火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、その改修等の命令を発した場合には、消防法に基づきその旨を公示しなければなりません。

松阪地区広域消防組合では、命令を行い公示している建築物等の所在地、名称等を利用者や近隣の方の安全のためにお知らせしています。

平成29年10月4日更新

No.	項目	内容
1	防火対象物の所在地	多気郡多気町仁田字坪井310、311、313、315番地
	防火対象物の名称	株式会社ガーデンアムール
	命令を受けた者	建物所有者 杉本 博
	命令年月日	平成29年10月4日
	命令の内容	1、平成30年2月4日までに、屋内消火栓設備を設置すること。 2、平成30年2月4日までに、自動火災報知設備の感知器を技術上の基準に従って設置すること。